

## 議案第13号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する  
条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部杉並区公益監察員の項中「月額 80,000円」を「月額 50,000円  
日額 20,000円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 月額及び日額が定められている委員の報酬の額は、月額をもつて定められた報酬の額に日額をもつて定められた報酬の額を加えた額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、施行日以後の勤務に係る報酬について適用し、施行日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

### （提案理由）

公益監察員の報酬を改める必要がある。